



地域連携だより

通所リハビリ東大阪病院のご案内

通所リハビリテーション（デイケア）では、日常生活動作に不安や課題を抱えた利用者さんが在宅生活をできるだけ自立して生活できるようリハビリを提供しています。理学療法士などの資格を持った専門職がリハビリを中心として入浴・食事・送迎サービスを行っています。要介護認定を受けた利用者さんが主治医の指示によって提供を受けるもので医療機関の外来リハビリの継続先として通所リハビリ東大阪病院を利用していただいています。

●短期集中リハビリ

理学療法士が1日約40分個別でリハビリを実施します。利用者さんのご希望に合わせてプランを作成します。（ご希望により、食事・入浴サービスの提供も可能です。）

※短期集中リハビリの条件

医師の指示の下、退院後3ヶ月間の実施。週2回以上のご利用になります。
時間に関してはご相談ください。

●短時間リハビリ

理学療法士と自主トレーニングの相談をした後、ご自身にあった運動メニューを作成し、リハビリを進めます。

※1～2時間のサービス提供の為、食事・入浴サービスはありません。



●入浴サービス

（見守り浴、リフト浴、ストレッチャー浴）

利用者さんのADLに合わせて入浴できるようサービスを提供しています。



（リフト浴）



（ストレッチャー浴）

ご自宅で不安を感じられる事がありましたら、いつでもご相談ください。
お待ちしております。

【通所リハビリ東大阪病院】（電話番号）06-6930-9988

（サービス提供日時）月曜日～土曜日（祝日と日曜日は休み）8時30分～17時00分

（サービス対象地域）城東区・鶴見区・都島区・旭区

（ご利用者登録人数）現在87名

在宅連携と算定について

医療福祉相談課 恒崎 はるな

日頃より患者さんのご紹介をいただき、ありがとうございます。

高齢の患者さんが安心して自宅退院できるように、医療ソーシャルワーカーは、在宅に関わっている多くの関係機関と入院時から情報共有を行います。退院前にはご本人、ご家族、院内外の職種と話し合いをしながら支援を行っております。今回は退院支援を行う過程で診療報酬上算定できる項目について紹介させていただきます。

退院時共同指導料



医師、訪問看護師、クリニックの看護師等が来院して退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を文書で交付して情報共有を行った場合に退院時共同指導料が算定できます。

退院時
共同指導料1



- ◆在宅療養支援診療所では1500点算定が可能です。
- ◆その他診療所では900点算定が可能です。

当院は退院時共同指導料2の400点を算定しています。

介護支援等連携指導料 入院中2回まで算定可



- ◆ケアマネージャーも入院時から3日以内に病院へ情報提供していただくと入院時連携加算200単位が算定できます。

ケアマネージャーが在宅生活の情報を来院してMSW・看護師等に情報提供をした場合や退院前にサービス担当者会議を開催した場合に介護支援等連携指導料が算定できます。



コロナ禍のなか面会制限もありご本人やご家族も退院することに不安を抱いておられる事と思います。在宅で関わっている方との情報共有を行いながら患者さんが安心して退院できるように退院支援を行っております。



【自宅】



【病院】

【医療福祉相談課へのお問い合わせ・ご連絡】

- ・受付時間：月曜日～土曜日 9時00分～17時00分
- ・窓 口：1階受付又は病棟詰所にお声掛け下さい。
- ・電話番号：06-6939-1121（医療福祉相談課と伝えていただければ相談員へつながります）